

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-3
処分の種類	難病指定医・協力難病指定医の指定の効力の停止、取消			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条			
処分の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定医の取り消し、効力の停止			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条  2 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。  3 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。  4 指定医が、第16条第1項第3号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に変更があった旨の届出を行ったときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			